

高校生交換留学促進事業実施要綱

(平成11年3月31日教育長決定)

(平成13年3月30日一部改正)

(平成17年3月10日一部改正)

(平成22年3月17日一部改正)

(平成30年3月29日一部改正)

(令和元年7月9日一部改正)

(令和4年9月2日一部改正)

1 目的

北海道と海外の高校生を交換留学させ、相互に異文化を体験させることにより、国際的視野を持った青少年を育成し、あわせて、相手国や地域との友好と親善に資するものとする。

2 実施主体

北海道教育委員会及び海外の教育担当行政機関

3 事業の内容

(1) 交換留学は、別に定める期間、北海道の高校生を海外の国や地域に派遣し、相手国や地域の高校生を北海道に受け入れることにより、高校生間の交流を行うものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により同一年度内に派遣と受入れの双方を行うことができない場合は、いずれか一方とすることができる。

(2) 北海道から派遣する留学生は、別に定める期間、海外の教育担当行政機関が選考した高校生の家庭にホームステイしながら、あらかじめ指定された高等学校に通学し、授業及び学校行事に参加する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、北海道教育委員会の判断により、宿泊施設での滞在をもってホームステイに代えることができ、北海道教育委員会が定める体験プログラムをもって高等学校への通学等に代えることができる。

4 留学生の募集及び決定

北海道教育委員会は、別に定める選考要領により、派遣候補者を選考し、さらに、海外の教育担当行政機関と協議・調整をした上で留学生を決定する。

5 事前研修会

北海道教育委員会は、北海道から派遣する生徒等を対象に、交換留学に必要な知識を修得させるため、事前研修会を行う。

6 保護者に対する補助

北海道教育委員会は、別に定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月2日から適用する。